

青梅市地域福祉総合計画(令和9年度改定版) 【成年後見制度利用促進基本計画・骨子案】

- ・第5期青梅市地域福祉計画
- ・青梅市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・青梅市再犯防止推進計画
- ・青梅市成年後見制度利用促進基本計画
- ・第10期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画
- ・第2期青梅市認知症施策推進計画
- ・第7期青梅市障害者計画・第8期青梅市障害福祉計画・第4期青梅市障害児福祉計画

令和8(2026)年7月時点

1. 計画の構成案の改定について

- 変更内容① 「再犯防止推進計画」を第3編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容② 「成年後見制度利用促進基本計画」を第4編として、第2編 地域福祉計画から独立
 - 変更内容③ 「認知症施策推進計画」を第5編第4章として、第5編第3章から独立
 - 変更内容④ 「重層的支援体制整備事業実施計画」を第7編として、第1章から独立
- 変更理由➡いずれも**記載内容の充実を図る**とともに、**包含している計画をよりわかりやすく示す**ため。

■計画の構成案について ※変更点を 緑色 で網掛けしています。

現行計画(令和6年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方(重層的支援体制整備事業実施計画)
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
現行計画における、再犯防止推進計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制

今回計画(令和9年3月)	
第1編	総論
第1章	計画の策定に当たって
第2章	計画改定の考え方
第3章	データからみる市の現状
第4章	計画の全体像
第5章	計画の進行管理
第2編	地域福祉計画
第1章	地域福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	取組事例
第3編	再犯防止推進計画
第1章	再犯防止を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)

現行計画(令和6年3月)	
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容
現行計画における、成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制
第2編 第1章	統計・調査結果
第2編 第3章	取組内容
第3編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	取組内容
第4章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第4編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
現行計画における、重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	
第1編 第1章	計画策定の背景・趣旨 法的な位置づけ 計画期間 計画の策定体制

今回計画(令和9年3月)	
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容
第4編	成年後見制度利用促進基本計画
第1章	成年後見制度を取り巻く現状と課題 (計画策定の背景、位置づけ、期間、統計・調査結果など)
第2章	計画の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
第3章	取組内容
第5編	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画
第1章	高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方と施策体系
第3章	高齢者保健福祉・介護保険に関する 取組内容
第4章	認知症施策の推進
第5章	介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定
第6編	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
第1章	障がい者(児)福祉を取り巻く現状と課題
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	取組内容
第4章	障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み
第7編	重層的支援体制整備事業実施計画
第1章	重層的支援体制整備事業の展開



現行計画(令和6年3月)	
第1編 第2章	重層的支援事業の特徴(包括的な福祉相談支援体制)
第2編 第3章	取組内容
資料編	

今回計画(令和9年3月)	
第2章	各実施事業の概要と提供体制
第3章	連携体制の構築
資料編	

音声
コード

第4編

成年後見制度利用促進基本計画

第1章 成年後見制度を取り巻く現状と課題

1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化の急速な進行や人口減少、住民同士の関係の希薄化を背景として、地域社会から孤立する高齢者等が増加しています。また、単身高齢者世帯の増加に伴い、孤立や高齢者虐待、ダブルケアなど支援を必要とする状況は多様化・深刻化しており、今後も課題の複雑化・複合化により、重層的な支援を必要とする世帯のさらなる増加が見込まれます。

成年後見制度は、ノーマライゼーションと自己決定権の尊重を基本理念とし、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々の権利と財産を守ることを目的として平成 12 年に開始されました。しかし、全国的に十分な活用が進んでいないという課題があったことから、平成 28 年 5 月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成 29 年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これにより、市町村は利用促進に関する基本計画の策定に努めることとされています。

こうした状況を踏まえ、本市では社会情勢の変化や施策の進捗を反映させるため、令和6年3月に策定した「青梅市成年後見制度利用促進基本計画」の改定を行い、制度の普及啓発や地域連携ネットワークの強化等の施策を総合的かつ計画的に推進します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条第1項の規定に基づく「市町村計画」です。

また、この計画は成年後見制度の利用の促進に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、国の基本計画の内容を勘案して策定しています。

3. 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間であり、令和 9年度に改定を行ったものです。

なお、国・都の行政施策の動向、社会情勢や制度の変化、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が令和8年度末までとなっています。また、成年後見制度自体の見直しが行われていることから、計画の掲載事項が変更になる可能性があります。

その際は、改めて内容を提示させていただきます。

4. 計画に関連する国の動向

(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけています。

その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

同計画においては、市町村の役割として、

- ①地域連携ネットワークづくり(協議会及び中核機関の整備・運営など)
- ②権利侵害回復支援における主体的取組
- ③市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- ④担い手の育成・活躍支援
- ⑤市町村計画の策定

以上5点が掲げられています。

(2) 成年後見制度の見直し

令和6年4月から令和8年1月にかけて、国の法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続と権利利益の擁護をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しに向けた検討が行われました。

その後、令和8年6月には改正民法が成立し、成年後見制度について、本人の意思決定支援を重視するとともに、必要な支援を必要な範囲・期間で利用できる仕組みへと見直されました。これにより、従来の終身的な利用を前提とした制度から、本人の状況や支援ニーズに応じて柔軟に利用できる制度への転換が図られています。

(3) 日常生活自立支援事業の見直し

近年、家族や親族等による支援を受けることが困難な高齢者等の増加に伴い、日常生活上の支援や入院・入所時の手続、死後事務などに関するニーズが高まっています。

令和7年12月の「社会保障審議会福祉部会報告書」では、身寄りのない高齢者等への支援や権利擁護の充実を図るため、日常生活自立支援事業を拡充・発展し、新たな事業として制度化することが提言されました。

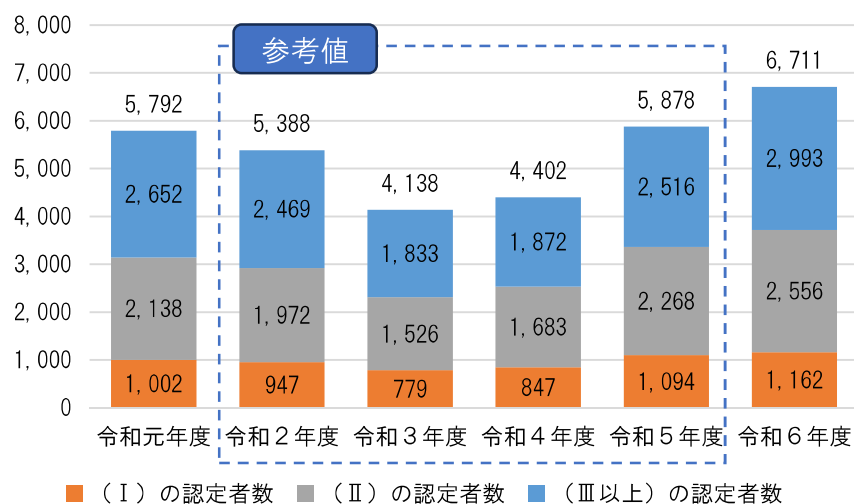
これを受け、令和8年6月に改正社会福祉法が成立し、身寄りのない高齢者等への支援が新たな第二種社会福祉事業として位置付けられました。これにより、社会福祉協議会や社会福祉法人等による支援の実施に向けた公的な枠組みが整備されることとなりました。

5. 成年後見制度に関する市の状況

(1) 認知症高齢者の状況

青梅市の高齢者人口は増え続けており、中でも後期高齢者(75 歳以上)が増加しています。特に、成年後見制度等の支援が必要と推定される、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方の人数は令和6年度で5,549 人となっており、令和元年度から約 750 人増加しています。

◆認定調査時に認知症高齢者自立度(Ⅰ)以上となった人数の推移



資料: 厚生労働省「介護保険総合データベース」/地域包括ケア「見える化」システム

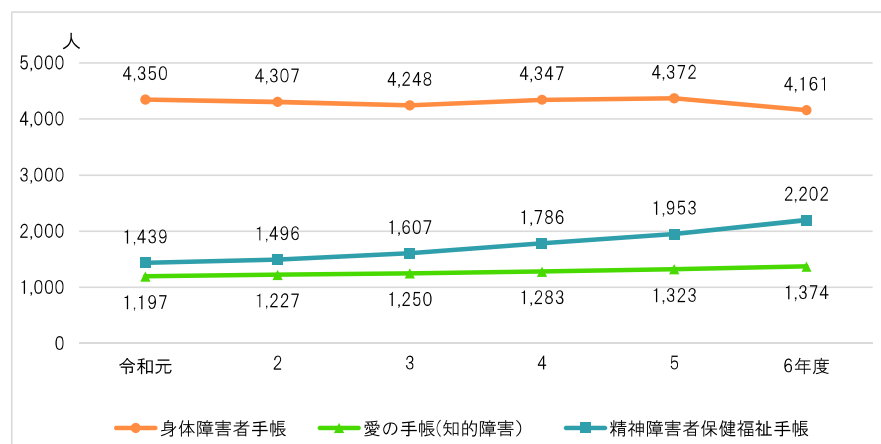
※令和2年度～令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置の影響で認定調査を受けた人数が少ないため、参考値となります。

(2) 障害者手帳所持者数の推移

身体障害は平成 28 年度をピークに減少傾向、知的障害、精神障害は年々増加傾向にあります。

特に精神障害が増加し、令和6年度末で 2,202 人と、令和元年度から約 760 人増加しています。

◆障害者手帳所持者数の推移



資料: 青梅市行政報告書(各年度末時点)

(3)成年後見制度の利用者数

成年後見制度の利用者数について、毎年 500 人台で推移し、令和7年 12 月末時点で 581 人と増加傾向にあります。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
成年後見制度の利用者数	536	538 人	537 人	522 人	581 人

資料：東京家裁(立川支部含む)が管理している数を集計(各年 12 月末時点)

(4)権利擁護センターでの相談件数

権利擁護センターでの相談件数について、令和4年度以降 300 件台で推移し、令和7年度は 312 件となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ相談件数	47 件	369 件	312 件	315 件	312 件

資料：青梅市行政報告書(各年度末時点)

(5)成年後見市長申立ての件数

成年後見市長申立ての件数について、令和7年で 24 件となっています。年によって増減はあるものの、増加傾向となっています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
成年後見市長申立て件数	22 件	13 件	17 件	14 件	24 件

資料：青梅市(1月～12 月の合計)

(6)法人後見受任件数の状況

法人後見受任件数について、令和7年度で 19 件と、毎年度 20 件弱で推移しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法人後見受任件数	18 件	14 件	16 件	18 件	19 件

資料：青梅市行政報告書(各年度末時点)

(7)成年後見人等報酬費用助成件数

成年後見人等報酬費用助成件数について、令和7年度は 15 件の申請があり、11 件の助成を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申請件数	3 件	4 件	1 件	4 件	15 件
助成件数	1 件	2 件	1 件	3 件	11 件

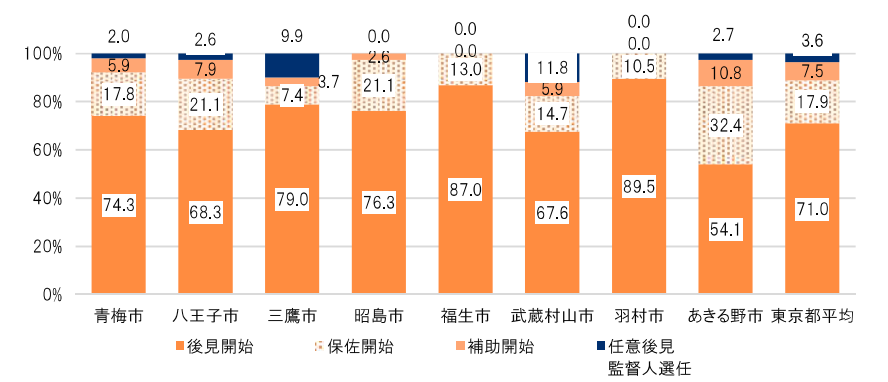
資料：青梅市

(8)成年後見関係事件の申立件数の内訳・構成比(令和7年・区市町村別)

令和7年の成年後見関係事件の申立件数は101件で、内訳は後見開始が75件、保佐開始が18件、補助開始が6件、任意後見監督人選任が2件となっています。

近隣自治体と比較すると、青梅市は人口千人あたりに対する成年後見関係事件の申立件数が0.79件と最も高くなっています。構成比については、東京都平均と同程度の構成比となっています。

◆成年後見関係事件の申立件数の内訳・構成比



件数	青梅市	八王子市	三鷹市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	あきる野市	東京都
後見開始	75	155	64	29	20	23	17	20	3,610
補佐開始	18	48	6	8	3	5	2	12	913
補助開始	6	18	3	1	0	2	0	4	382
任意後見監督人選任	2	6	8	0	0	4	0	1	182
合計	101	227	81	38	23	34	19	37	5,087
人口比(千人あたり)	0.79	0.41	0.42	0.33	0.40	0.48	0.35	0.47	0.36

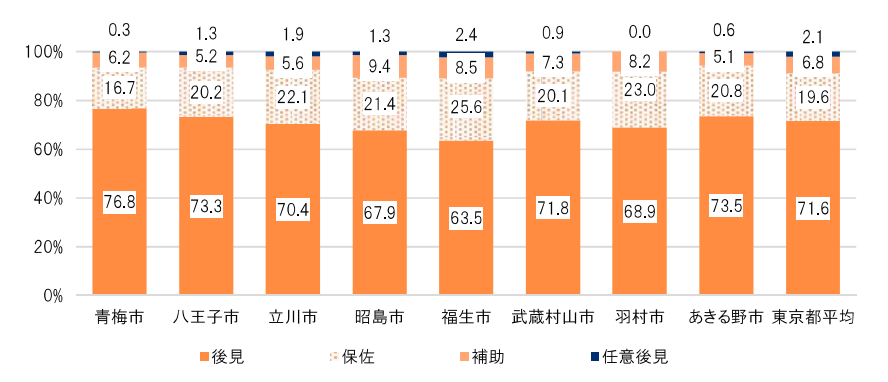
資料：東京家裁(立川支部含む)が管理している数を集計(各年12月末時点)

(9)成年後見制度の利用者数の内訳・構成比(令和7年・区市町村別)

令和7年の成年後見制度の利用者数は581人で、内訳は後見が446人、保佐が97人、補助が36人、任意後見が2人となっています。

近隣自治体と比較すると、青梅市は人口千人あたりに対する成年後見制度の利用者数が4.52人と最も高くなっています。構成比については、「後見」の占める割合が最も高くなっています。

◆成年後見制度の利用者数の内訳・構成比



人数	青梅市	八王子市	三鷹市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	あきる野市	東京都
後見	446	927	332	152	134	168	84	244	19,231
補佐	97	255	99	48	54	47	28	69	5,260
補助	36	66	33	21	18	17	10	17	1,821
任意後見	2	17	10	3	5	2	0	2	563
合計	581	1,265	474	224	211	234	122	332	26,875
人口比(千人あたり)	4.52	2.26	2.48	1.93	3.71	3.32	2.26	4.23	1.91

資料：東京家裁(立川支部含む)が管理している数を集計(各年12月末時点)

6. 成年後見制度に関するアンケート調査結果

(1) 各調査の実施概要

区分	① 地域共生社会推進のための アンケート	② 成年後見制度施設向け アンケート
対象者	18 歳以上の市民 3,000 人 (無作為抽出)	調査対象施設数: 34 か所 (高齢者: 30 か所、障害者: 4 か所)
調査方法	郵送配布・郵送または専用 web ページでの回収による本人記入方式	専用 web ページへの回答
配布数	3,000 件	34 件
回収数	1,361 件 (うち調査票での回答は 852 件、web 回答は 509 件)	高齢者福祉施設 11 件 障害者支援施設 2 件
回収率	45.4%	38.2%

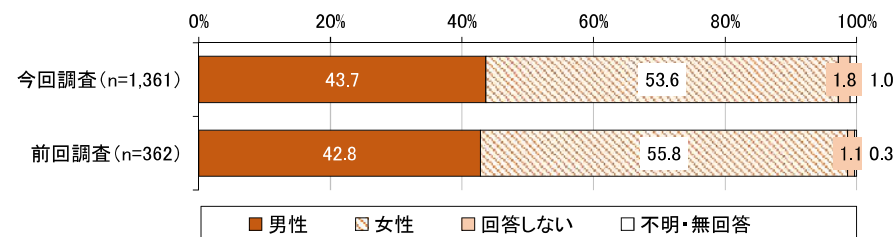
(2) 各調査の回答者属性

① 地域共生社会推進のためのアンケート

< 性別 >

今回調査では、「女性」が53.6%、「男性」が43.7%、「回答しない」が1.8%となっています。

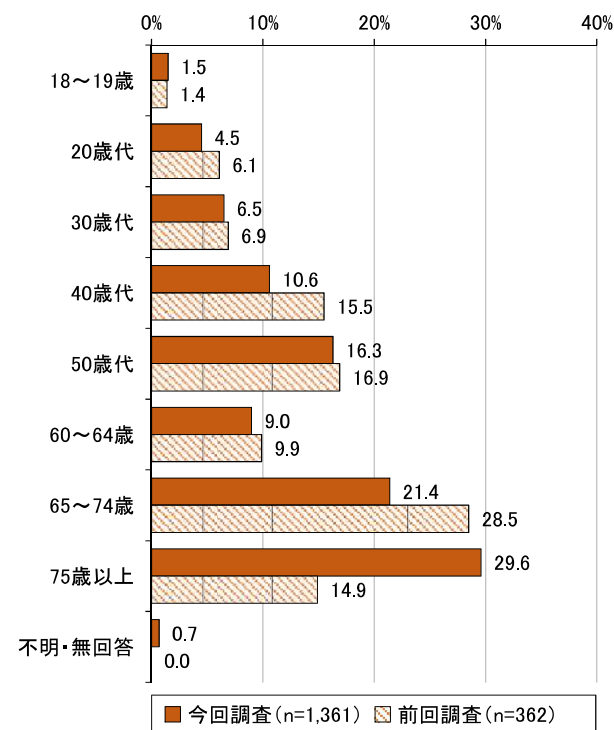
前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。



< 年齢 >

今回調査では、「75 歳以上」が 29.6%と最も高く、次いで「65～74 歳」が 21.4%、「50 歳代」が 16.3%となっています。

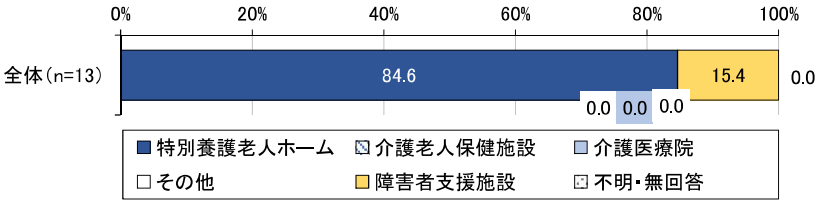
前回の調査(令和5年度)と比較すると、「75 歳以上」が 14.7 ポイント増加しています。



②成年後見制度施設向けアンケート

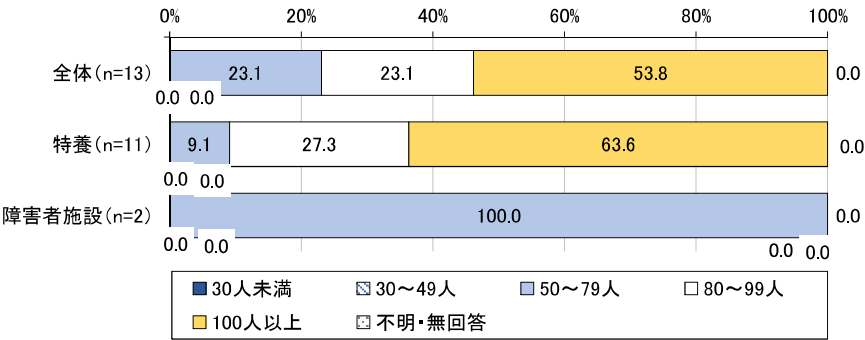
＜施設種別＞

高齢者福祉施設の回答者 11 件は、すべて「特別養護老人ホーム」となっています。全 13 件のうちの割合は 84.6%、「障害者支援施設」は2件 (15.4%)となっています。



＜施設の定員＞

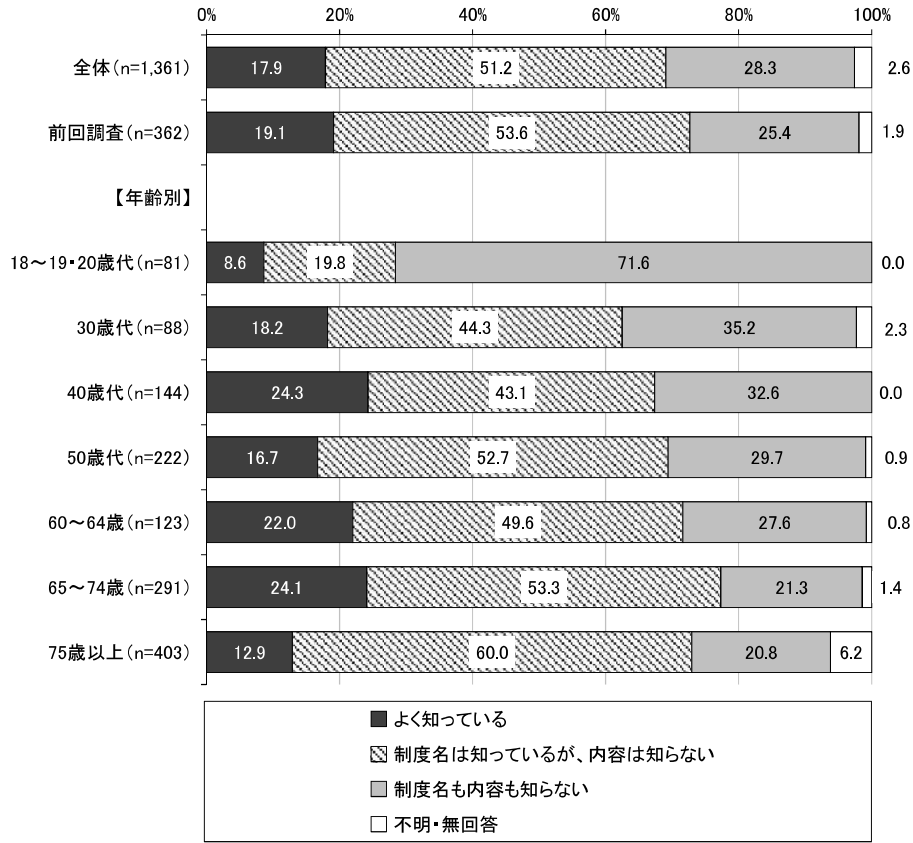
高齢者福祉施設の定員は、「100 人以上」が 63.6%と最も高く、次いで「80～99 人」が 27.3%、「50～79 人」が 9.1%となってます。
障害者支援施設の定員は、「50～79 人」が 100.0%となっています。



(3)各調査の結果

①成年後見制度の認知度【地域共生社会推進のためのアンケート】

成年後見制度の認知度について、「制度名は知っているが、内容は知らない」が 51.2%と最も高くなっています。
前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。
年代別にみると、40 歳代、60 歳代で「よく知っている」が2割を超えています。

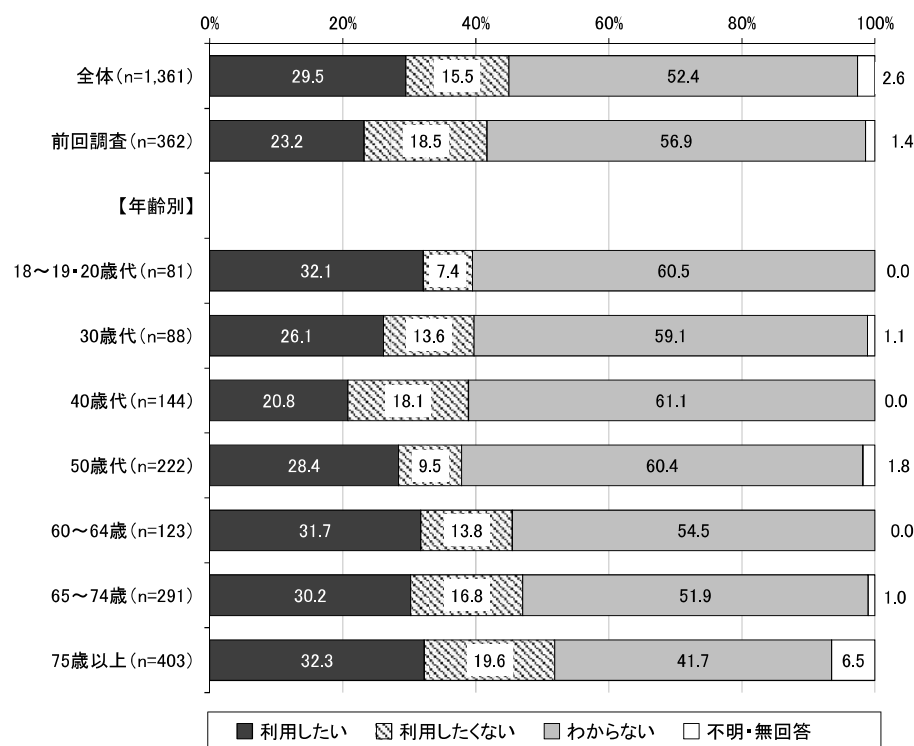


②成年後見制度の利用意向【地域共生社会推進のためのアンケート】

成年後見制度の利用意向について、「わからない」が52.4%と最も高く、「利用したい」は29.5%となっています。

前回の調査(令和5年度)と比較すると、「利用したい」がやや増加しているものの、大きな差はみられません。

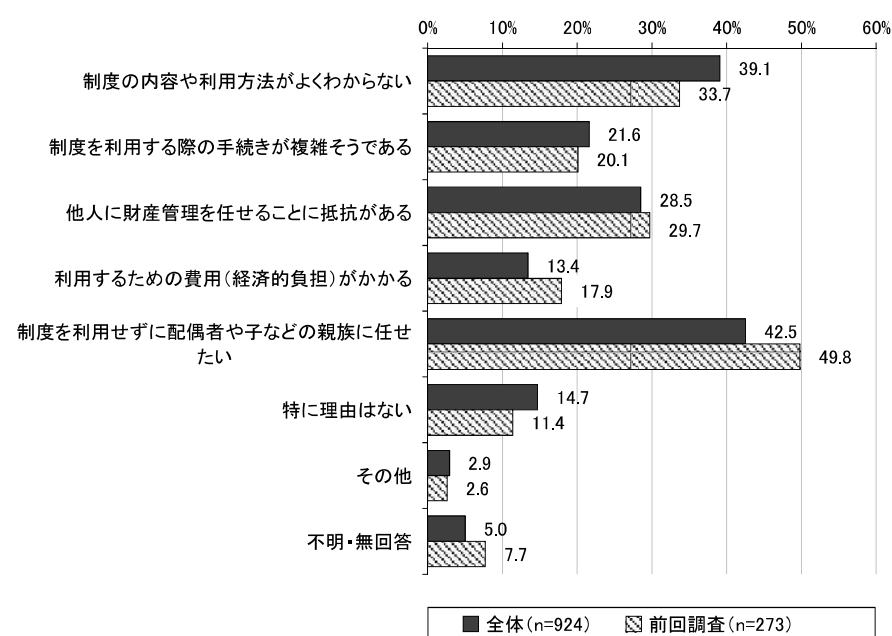
年代別にみると、10・20 歳代、60 歳以上で「利用したい」が3割を超えています。



③利用したくない、わからないと回答した理由【地域共生社会推進のためのアンケート】

成年後見制度を利用したくない、わからないと回答した理由については、「制度を利用せずに配偶者や子などの親族に任せたい」が42.5%と最も高くなっています。

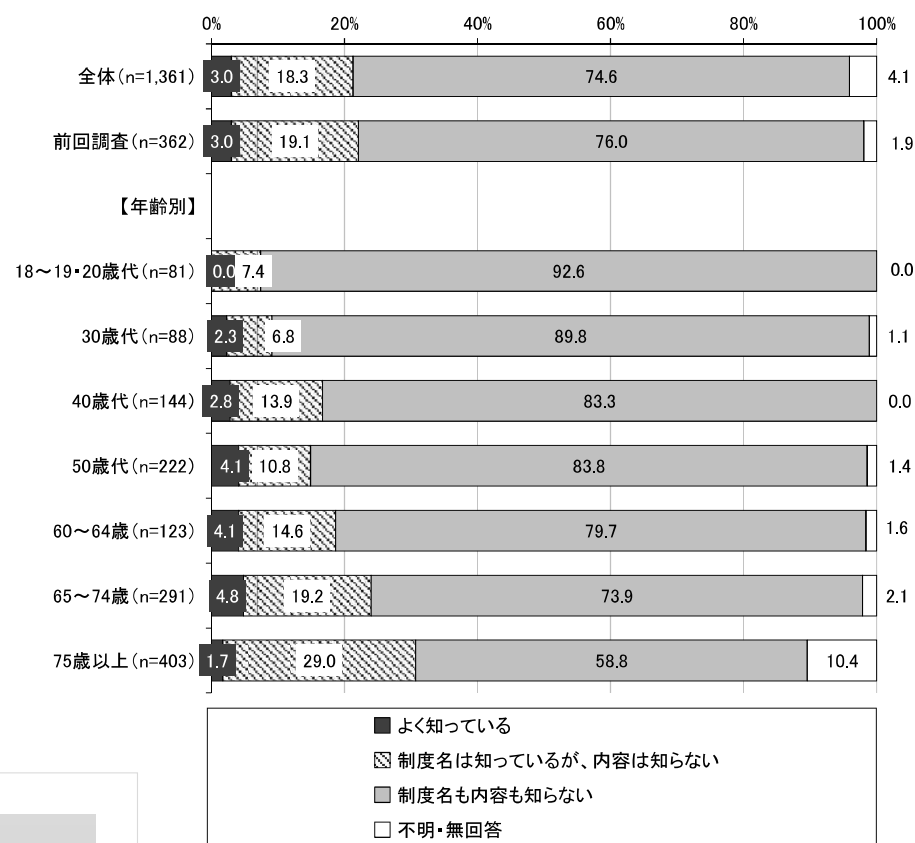
前回の調査(令和5年度)と比較すると、「制度の内容や利用方法がよくわからない」がやや増加し、「制度を利用せずに配偶者や子などの親族に任せたい」がやや減少しているものの、大きな差はみられません。



④市民後見制度の認知度【地域共生社会推進のためのアンケート】

市民後見制度の認知度について、「制度名も内容も知らない」が74.6%と最も高くなっています。前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。

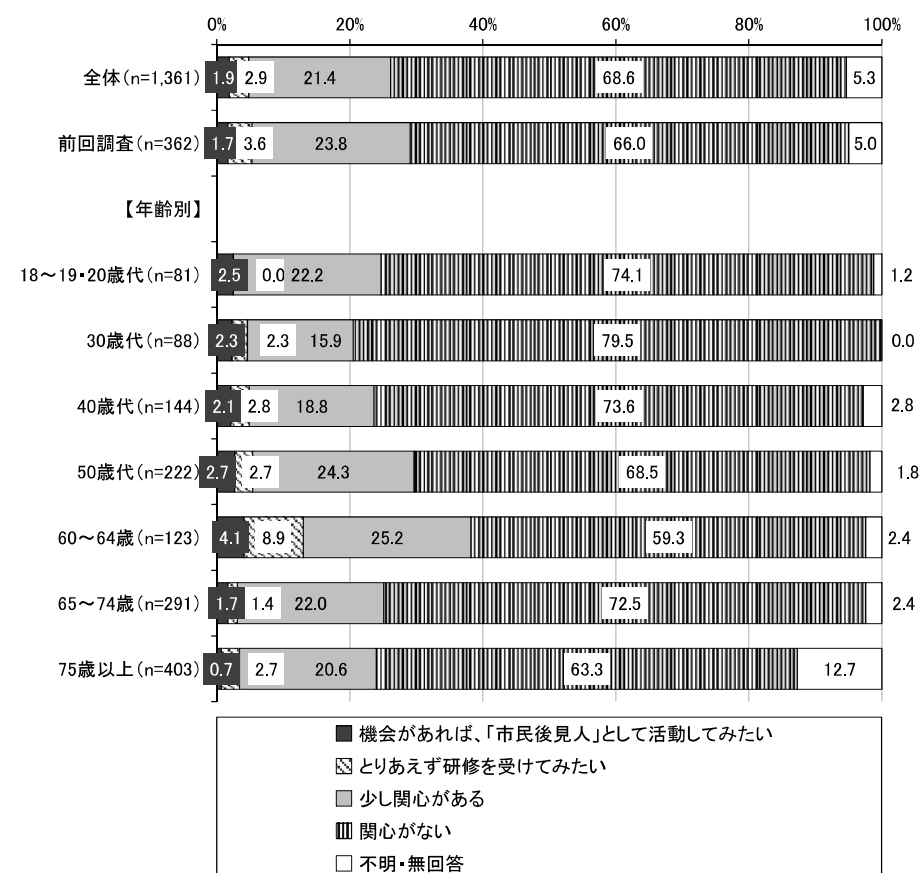
また、「よく知っている」「制度名は知っているが、内容は知らない」層は、全体で21.3%、特に75歳以上で30.7%と高くなっています。



⑤市民後見人としての活動への興味の有無【地域共生社会推進のためのアンケート】

市民後見人としての活動への興味について、「関心がない」が68.6%と最も高くなっています。前回の調査(令和5年度)と比較すると、大きな差はみられません。

また、「機会があれば、『市民後見人』として活動してみたい」「とりあえず研修を受けてみたい」「少し関心がある」層は、全体で26.2%、特に60～64歳で38.2%と高くなっています。

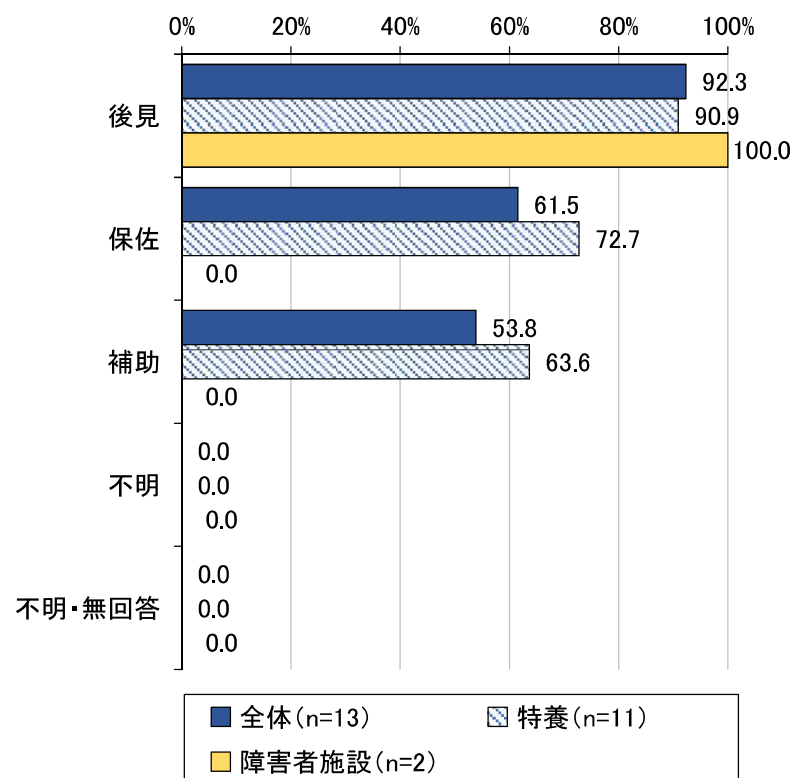


⑥利用している後見等の類型【成年後見制度施設向けアンケート】

施設の入所者のうち、「成年後見制度を利用している方はいるか」については、すべての施設で「利用している入所者がいる」となっています。

利用している後見等の類型について、高齢者福祉施設では「後見」が90.9%、「保佐」が72.7%、「補助」が63.6%となっています。

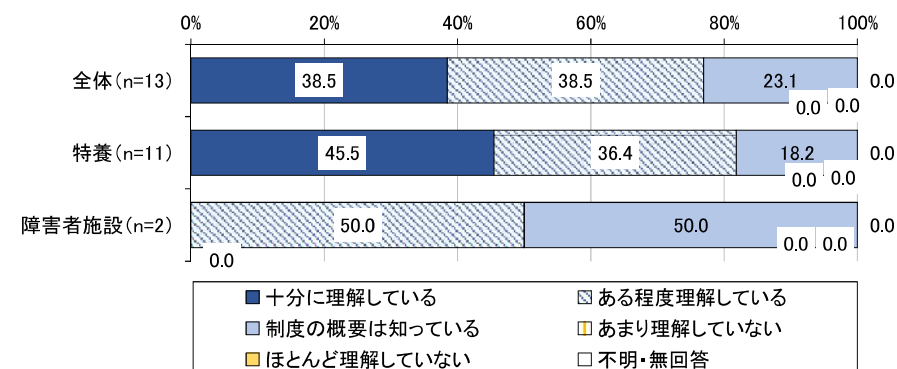
障害者支援施設では、「後見」が100.0%となっています。



⑦施設職員における成年後見制度の理解度【成年後見制度施設向けアンケート】

施設職員における成年後見制度の理解度について、高齢者福祉施設では「十分に理解している」が45.5%と最も高く、次いで「ある程度理解している」が36.4%となっています。

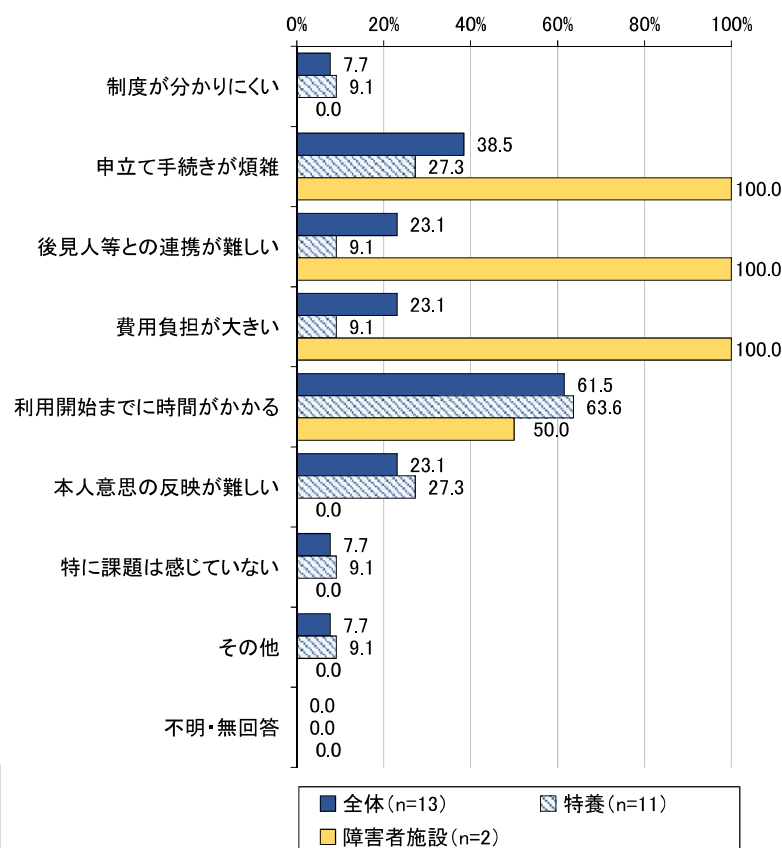
障害者支援施設では、「ある程度理解している」と「制度の概要は知っている」が50.0%となっています。



⑧成年後見制度の利用や運用について、課題と感じている点【成年後見制度施設向けアンケート】

成年後見制度の利用や運用において課題と感じている点について、高齢者福祉施設では「利用開始までに時間がかかる」が63.6%と最も高くなっています。

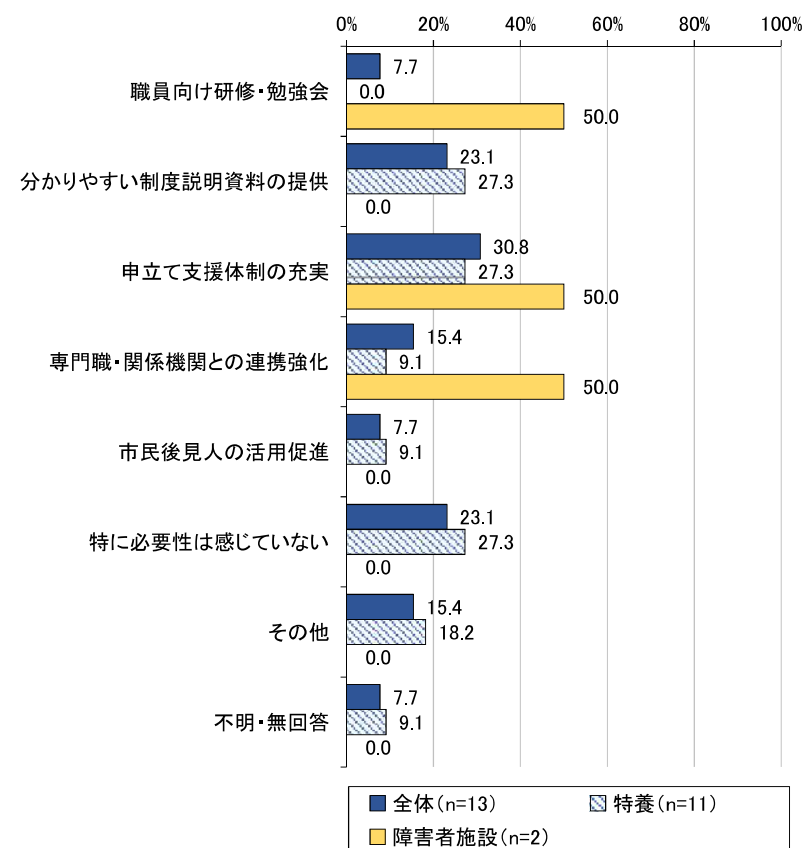
障害者支援施設では、「申立て手続きが煩雑」、「後見人等との連携が難しい」と「費用負担が大きい」が100.0%となっています。



⑨成年後見制度について、今後必要と感じる支援や取組【成年後見制度施設向けアンケート】

成年後見制度における今後必要と感じる支援や取組について、高齢者福祉施設では「分かりやすい制度説明資料の提供」、「申立て支援体制の充実」と「特に必要性は感じていない」が27.3%と最も高くなっています。

障害者支援施設では、「職員向け研修・勉強会」、「申立て支援体制の充実」と「専門職・関係機関との連携強化」が50.0%となっています。



7. 課題のまとめ

統計、アンケート結果、計画の中間評価から、成年後見制度における課題をまとめました。

① 成年後見制度の周知・啓発の強化

- 認知症高齢者や精神・知的障害者など、成年後見制度による支援が必要と推定される市民が増加傾向にあり、関係機関への相談件数も年間 300 件を超える高い水準で推移しています。
- 市民アンケートによると、約8割が「制度の内容を知らない」と回答しています。一方で、「制度を利用したい」とする割合は約3割にのぼり、前回調査から微増するなど、潜在的な利用希望は高まっています。
- 制度を利用したくない・わからない理由として、「配偶者や子などの親族に任せたい(42.5%)」が最も高いものの、「内容や利用方法がわからない」「手続きが複雑そうである」といった、制度への理解不足や手続きへの不安をあげる回答も上位を占めています。
- 市民の身近な相談相手である施設職員等の福祉関係者においても、制度への理解が概要にとどまっている状況がみられます。
- 潜在的な利用希望を確実な支援につなげるため、また「手続きが複雑そう」といった先入観や不安を解消するため、市民の視点に立った分かりやすい制度案内や利用方法の発信が必要です。
- 身近な福祉現場において制度が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、実務を担う支援者に対しても理解度に応じた継続的な周知・啓発活動や研修が必要です。

② 担い手の確保・育成の充実

- 市民アンケートでは、成年後見制度が必要になった際に「親族による後見」を望む割合が高くなっています。一方で、高齢化や単身世帯の増加等により、親族がいても後見人等を引き受けることができない、または身寄りがないといったケースの増加も見込まれています。
- 本市では、令和6年度の「市民向け講座」、令和7年度の「市民後見人養成講座」の実施を経て、令和8年度から市民後見人による活動の開始を予定しています。市民アンケートにおいても、潜在的な活動関心層が 26.2%みられます。
- 成年後見制度への多様なニーズに対応するため、市民後見人や法人後見など、多様な担い手の育成・確保や、その活動を支える仕組みづくり、受任先の拡大が求められています。
- 市民後見人に関心を示す層を実際の担い手へとつなげるため、養成講座の充実を図るとともに、活動開始後も市民後見人が孤立せず、安心して業務を行える伴走支援体制の構築が必要です。また、親族後見人が実務への不安を解消し、適切に本人の権利を守り続けられるよう、相談体制や情報提供などの支援体制を整える必要があります。
- 市民後見人、専門職後見人、法人後見などのバランスが取れた受任体制(担い手の確保)を整えるとともに、生活困窮者等に対しては市長申立てや助成制度を適切に運用し、制度利用における「経済的・手続き的障壁」を取り除く必要があります。

③ 地域ネットワークの強化

- 国の成年後見制度利用促進基本計画において、尊厳ある本人らしい生活を地域全体で支えるため、権利擁護支援が必要な人の早期発見から、相談・受任調整までを一体的に行う「地域連携ネットワーク」の整備が自治体に義務づけられています。
- 本市では、青梅市社会福祉協議会に「中核機関（成年後見制度推進機関）」を設置しています。これまで、成年後見ニーズの把握をはじめ、後見実務の円滑化に向けた連絡会の開催、成年後見人等のための実務研修などを実施し、権利擁護支援の基盤づくりに努めてきました。
- 福祉施設等へのアンケートでは、制度利用における課題として「手続きの煩雑さや利用開始までの時間の長さ」「費用負担の大きさ」のほか、「後見人等との連携や意思疎通の難しさ」を挙げる回答が多くみられます。今後必要な取組として、「分かりやすい資料の提供」や「施設職員向け研修」による理解促進、また「申立て支援体制の充実」や「専門職・関係機関とのさらなる連携強化」を求める声がみられます。
- 複雑化する福祉ニーズに迅速に対応するため、中核機関のコーディネート機能を強化して「重層的支援体制」等の関係部局や多様な福祉機関と緊密に連携し、相談から申立てまでを円滑につなぐネットワークの実質的な稼働を図る必要があります。
- また、施設現場と後見人等が本人の最善の利益（意思決定支援）のために協働できるよう、研修や勉強会の開催、さらには具体的な連絡体制の整備などを通じて、お互いの相互理解と連携体制を構築することが重要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなが顔見知りのまち

～本人の意思決定を支え、地域全体で権利と尊厳を守るまち 青梅～

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう支える制度です。

多様化・複合化する地域課題のなかで、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人が、孤立することなく、その財産や生活、権利が守られるための社会的な基盤として、成年後見制度の重要性はますます高まっています。

本計画は、地域福祉計画が目指す「誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う『みんなが顔見知りのまち』」の実現を、権利擁護の側面から支えるものです。

そのため、誰もが権利と尊厳を守られ、本人の意思が尊重されながら安心して地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で支え合う「みんなが顔見知りのまち」を成年後見制度利用促進基本計画の基本理念とします。

2. 基本目標

基本目標1 気づきを広げる啓発と、寄り添う相談体制の充実

成年後見制度、権利擁護や意思決定支援について、あらゆる媒体を活用した広報・啓発活動を行います。また、本人や家族が抱える不安や困りごとに対し、安心して相談できる窓口の体制を強化するとともに、専門的な相談や適切な制度利用へスムーズにつなぐことができる仕組みづくりを推進します。

基本目標2 多様な担い手の確保と、持続的な活動支援

増加する高齢者や障害者の権利擁護を支援する体制を確保するため、市長申立てや報酬費用助成を行うとともに、市民後見人等の養成を行います。また、親族や市民後見人等の成年後見人等が地域の中で安心して持続的に活動できるよう、専門職によるバックアップ体制や活動を適切にサポートする仕組みを整備し、地域全体で支え手の輪を広げます。

基本目標3 重層的な連携の推進と、包括的な支援体制の構築

複雑化・複合化する住民の課題に対し、医療・福祉・法律等の専門職だけでなく、地域の多様な関係機関や「重層的支援体制整備事業」に関わる部局が相互理解を深め、分野の垣根を越えて一体的に対応できる連携体制を構築します。情報の共有やケース検討を迅速に行えるネットワークを強固にすることで、施設や地域社会と後見人等との連携を緊密にし、制度の利用が必要な人を見落とさない、切れ目のない包括的な権利擁護体制を推進します。

音声
コード

音声
コード